

上智大学学則

第1章 設立目的及び使命

第1条 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

第2条 本学は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムに基づき、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。

2 教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。

3 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

4 前三項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

5 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

6 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第2章 大学の組織

第4条 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神学部 神学科

文学部 哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科

総合人間科学部 教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科

法学部 法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科

経済学部 経済学科、経営学科

外国語学部 英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、スペイン語学科、

ロシア語学科、ポルトガル語学科

総合グローバル学部 総合グローバル学科

国際教養学部 国際教養学科

理工学部 物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 全学共通教育の企画・編成・運営のために、基盤教育センターを置く。基盤教育センターに関する事項については別に定める。

4 各学部に通ずる言語教育を行うために、言語教育研究センターを置く。言語教育研究センターに関する事項については別に定める。

5 本学の教育のグローバル化を促進するため、グローバル教育センターを置く。グローバル教育センターに関する事項については、別に定める。

6 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

第3章 定員

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
神学部	神学科	50	8	196
文学部	哲学科	60	—	240

	史学科	70	—	280
	国文学科	60	—	240
	英文学科	100	—	400
	ドイツ文学科	50	—	200
	フランス文学科	50	—	200
	新聞学科	120	—	480
	計	510	—	2,040
総合人間科学部	教育学科	60	—	240
	心理学科	55	—	220
	社会学科	60	—	240
	社会福祉学科	60	—	240
	看護学科	70	—	280
	計	305	—	1,220
法学部	法律学科	160	—	640
	国際関係法学科	100	—	400
	地球環境法学科	70	—	280
	計	330	—	1320
経済学部	経済学科	165	—	660
	経営学科	165	—	660
	計	330	—	1320
外国語学部	英語学科	180	—	720
	ドイツ語学科	60	—	240
	フランス語学科	70	—	280
	イスパニア語学科	70	—	280
	ロシア語学科	60	—	240
	ポルトガル語学科	60	—	240
	計	500	—	2000
総合グローバル学部	総合グローバル学科	220	—	880
国際教養学部	国際教養学科	186	—	744
理工学部	物質生命理工学科	137	—	524
	機能創造理工学科	137	—	524
	情報理工学科	136	—	532
	計	410	—	1,580
合 計		2,841	8	11,300

2 神学部の編入学定員は、第3年次編入学定員とする。

第4章 教職員組織

第8条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学を代表し、大学の校務全般を統括する。

3 学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどるために副学長を置く。

第9条 学長の下に教員及び職員を置く。

第10条 本学の職制については、別に定める。

第5章 学部長会議及び教授会

第11条 本学に、大学全般にわたる教育研究の向上を目的として、学部長会議を置く。

2 学部長会議の構成及び運営は、別に定める。

第12条 本学各学部及び言語教育研究センターに教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げる専任教員をもって組織する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 助教

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、教授会の置かれる組織の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会の運営に関する事項は、各教授会が定める。

6 各教授会は、別に定めるところによりその他の専任教員を審議に参加させることができる。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

第13条 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 学期（セメスター）は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期（セメスター）を二つの期間（以下「クォーター」という。）に分け、春学期のクォーターを第1クォーター及び第2クォーターとし、並びに秋学期のクォーターを第3クォーター及び第4クォーターとする。

3 前項のクォーターの始期及び終期については、第1項に定めるものを除き、学長が定める。

第16条 削除

第17条 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (6) 春期休業
- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第18条 削除

第7章 授業科目及び単位

第19条 授業科目の種類は、全学共通科目、語学科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別に定める。

3 前項で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用によ

り行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

4 第1項の授業（第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。

第20条 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験等に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、別に定める。

第21条 削除

第22条 授業科目の単位数は、1 単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1 単位の計算基礎となる授業時間については、学長がこれを決定する。

第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

第23条 入学時期は、学期（セメスター）の始めとする。

2 入学できる学期（セメスター）については、学部又は学科ごとに個別に定める。

第24条 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると 本学が認めた者

2 入学の許可は、学長がこれを決定する。

第25条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書

(2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第27条 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」

(3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書

(4) その他必要書類

第28条 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。ただし、日本国籍を有さない者については、国外に居住する者でも許可する。

第29条 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

第30条 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

第31条 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

第32条 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1クォーターを単位とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

第33条 本学との間に協定がある国外大学か、又は学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、学長は、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間中に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 本学に在学する期間は、休学期間を除き8年を超えることができない。

2 前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、8年3ヶ月を超えることができない。

(1) 第15条に定める学期（セメスター）末の時点において、在学年数が7年9ヶ月である者

(2) 第13条及び第57条に定める卒業に必要な要件を満たしていない者

第38条の2 第13条の修業年限、第32条の休学期間及び前条の在学期間を算定するにあたっては、第15条第2項に定めるクォーターは、3ヶ月と計算する。

第39条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

第40条 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、学長が退学を決定する。

第9章 履修及び登録

第41条 全学共通科目については、8単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

2 削除

3 第1項にかかわらず、文学部英文学科及び外国語学部英語学科にあつては8単位を必修とし、合計22単位を修得しなければならない。国際教養学部にあつては4単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

4 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を12単位とする。

5 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を4単位とする。

第41条の2 語学科目は、外国語（英語）4単位を必修とする。ただし、文学部英文学科、外国語学部英語学科にあつては、外国語8単位を必修とし、国際教養学部にあつては、外国語4単位を必修とする。

2 語学科目は、必修単位を除き、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を8単位とする。

3 語学科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。

4 削除

第41条の3 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目の範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目の履修を認めることがある。この場合において、当該科目の修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

第42条 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目の単位で代えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

第45条 教職の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり、別に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別に定めるところによる。

第46条 教職に関する科目の単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

第47条 学芸員の資格を得ようとする者は、別に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目の単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

第48条 削除

第49条 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

第50条 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第51条 削除

第10章 試験及び卒業

第52条 定期試験は大学が定める期間に行う。

第53条 削除

第54条 病気その他やむをえない事情で定期試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

第55条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100~90点)、B(89~80点)、C(79~70点)、D(69~60点)、F(59点以下)、P、X、Iの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。

3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆるGrade Point Average）に相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

第56条 削除

第57条 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、学期（セメスター）又は学年の終わりとする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。

学部	学科	全学共通科目		語学 科目	学科科目		合計
		必修	選択	必修	必修	選択	
神学部	神学科	8	18	4	30	64	124
文学部	哲学科	8	18	4	28	66	124
	史学科	8	18	4	14	80	124
	国文学科	8	18	4	28	66	124
	英文学科	8	14	8	44	50	124
	ドイツ文学科	8	18	4	42	52	124
	フランス文学科	8	18	4	42	52	124
	新聞学科	8	18	4	14	80	124
総合人間科学部	教育学科	8	18	4	23	71	124
	心理学科	8	18	4	34	60	124
	社会学科	8	18	4	22	72	124
	社会福祉学科	8	18	4	26	68	124
	看護学科	8	18	4	90	8	128
法学部	法律学科	8	18	4	24	72	126
	国際関係法学科	8	18	4	25	72	127
	地球環境法学科	8	18	4	26	70	126
経済学部	経済学科	8	18	4	8	86	124
	経営学科	8	18	4	4	90	124
外国語学部	英語学科	8	14	8	16	78	124
	ドイツ語学科	8	18	4	32	62	124
	フランス語学科	8	18	4	32	62	124
	イスパニア語学科	8	18	4	32	62	124
	ロシア語学科	8	18	4	30	64	124
	ポルトガル語学科	8	18	4	34	60	124
総合グローバル学部	総合グローバル学科	8	18	4	12	82	124
国際教養学部	国際教養学科	4	22	4	16	78	124
理工学部	物質生命理工学科	8	18	4	29	65	124
	機能創造理工学科	8	18	4	26	68	124
	情報理工学科	8	18	4	34	60	124

第57条の2 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業（以下、「早期卒業」という）を希望する場合は、学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

第58条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野の名称を付記する。

学部	学科	専攻分野
----	----	------

神学部	神学科	神学
文学部	哲学科	哲学
	史学科	史学
	国文学科	文学
	英文学科	文学
	ドイツ文学科	文学
	フランス文学科	文学
	新聞学科	新聞学
総合人間科学部	教育学科	教育学
	心理学科	心理学
	社会学科	社会学
	社会福祉学科	社会福祉学
	看護学科	看護学
法学部	法律学科	法学
	国際関係法学科	法学
	地球環境法学科	法学
経済学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
外国語学部	英語学科	外国研究
	ドイツ語学科	外国研究
	フランス語学科	外国研究
	イスパニア語学科	外国研究
	ロシア語学科	外国研究
	ポルトガル語学科	外国研究
総合グローバル学部	総合グローバル学科	国際関係論、地域研究
国際教養学部	国際教養学科	国際教養
理工学部	物質生命理工学科	理工学
	機能創造理工学科	理工学
	情報理工学科	理工学

第11章 賞罰

第59条 人物及び学術優秀な学生は、選考によって学長が授賞する。

第60条 本学学生としてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 前項の処分は、学長が行う。

3 前二項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長の決定により退学させる。

(1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学内の秩序を乱した者

(3) 大学の名誉を著しく毀損した者

(4) その他本学に在学させることが不相当と認められた者

2 前項に定めるもののほか、学生の退学に必要な事項は別に定める。

第12章 入学納付金及び授業料等納付金

- 第62条 第27条に定める入学に必要な納付金は、別に定める。
- 第63条 学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。
- 第64条 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。
- 第65条 休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。
- 第66条 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

第13章 奨学

- 第67条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。
- 2 奨学制度に関する事項は、別に定める。
- 第68条 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

第14章 交換留学生、交流学生、科目等履修生及び聴講生

- 第69条 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。
- 第70条 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、交流学生の受入を許可することができる。
- 第71条 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。
- 2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。
- 第72条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。
- 2 聴講に関する事項は、別に定める。

第15章 削除

- 第73条 削除
- 第74条 削除
- 第75条 削除
- 第76条 削除

第16章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

- 第77条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。
- 第78条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するためウェルネスセンターを置く。
- 2 ウェルネスセンターに関する事項は、別に定める。
- 第79条 学生は、学年ごとにウェルネスセンターにおいて健康診断を受けなければならない。
- 第80条 学生は、傷病の際、ウェルネスセンターを利用することができる。

第17章 学生寮

- 第81条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。
- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第18章 公開講座及び各種講習会等

- 第82条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。
- 2 前項に関する事項は、別に定める。

第19章 助産学専攻科

（設置）

- 第83条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）をおく。

（目的・資格）

- 第84条 専攻科は、本学教育理念のもと、4年制大学における看護基礎教育の上に、助産に関する最新の知識と技術を教授、研究し、もって母子保健の発展向上に寄与することのできる助産師を育成することを目的とする。

- 2 専攻科において取得できる資格は次のとおりとする。

助産師国家試験受験資格

（学生定員）

第85条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 10名

収容定員 10名

(専攻科主任)

第86条 専攻科に専攻科主任をおく。

(修業年限)

第87条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第88条 専攻科学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第89条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有するまたは看護師国家試験受験資格を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(入学の出願)

第90条 入学を志願する者は、指定の期日までに入学検定料を納付し、本学所定の書類を提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

(入学手続き及び入学許可)

第91条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学に必要な所定の納付金を納めなければならない。

(教育課程及び履修方法)

第92条 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(休学期間)

第93条 専攻科の休学期間は、1年を超えることはできない。

2 休学期間は、第88条の在学年限に算入しない。

(修了)

第94条 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより35単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に、修了証書を授与する。

3 修了の期日は、毎年3月31日とする。

(専攻科の入学金、授業料その他の費用)

第95条 第91条に定める入学に必要な納付金については、別に定める。

(規定の準用)

第96条 専攻科に関し本章に定めるもののほか次の規定を準用する。

14条、15条、17条、20条、22条、第23条、第28条、第32条1項、3項、4項、第39条、第50条、第52条、第54条、第55条、第11章、63条から67条、16章、17章。

第20章 雑則

第97条 本学則に掲げる諸条項を実施するに当たり、必要ある場合は、細則を別に定めることができる。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和27年4月1日から改正、施行する。
〔文学部教育学科設置〕

附 則

本学則は、昭和30年4月1日から改正、施行する。
〔文学部外国語学科（英・独・仏・西語の4専攻）設置〕

附 則

本学則は、昭和32年4月1日から改正、施行する。
〔法学部法律学科、文学部外国語学科（ロシア語専攻）設置〕

附 則

本学則は、昭和33年4月1日から改正、施行する。
〔神学部神学科設置〕
〔外国語学部（英・独・仏・西・露語の5学科）設置〕
〔文学部外国語学科廃止〕

附 則

本学則は、昭和34年4月1日から改正、施行する。
〔文学部国文学科設置〕

附 則

本学則は、昭和37年4月1日から改正、施行する。
〔理工学部（機械工学、電気・電子工学、物理学、化学の4学科）設置〕

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から改正、施行する。
〔外国語学部ポルトガル語学科設置〕

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から改正、施行する。
〔理工学部数学科設置〕

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から改正、施行する。
〔文学部社会学科、フランス文学科設置〕
〔一部条文整理〕

附 則

本学則は、昭和42年4月1日から改正、施行する。
〔法学部法律学科入学定員変更〕
〔文学部国文学科（書道）免許認定〕

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から改正、施行する。
〔経済学部商学科名称変更〕
〔教授会、評議会その他条文整理〕

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から改正、施行する。

〔文学部教育学科教育学専攻、心理学専攻両課程設置〕

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から改正、施行する。
〔文学部国文学科学科目（司書）改正〕

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から改正、施行する。
〔文学部国文学科学科目（司書教諭）改正〕

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から改正、施行する。
〔外国語学部日本語・日本文化学科設置〕

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から改正、施行する。
〔文学部心理学科、社会福祉学科設置、定員増、その他条文整理〕

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から改正、施行する。
〔外国語学部日本語・日本文化学科名称変更〕
〔一部条文整理〕

附 則

本学則は、昭和54年9月1日から改正、施行する。
〔比較文化学科特例規則の一部条文整理〕

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から改正、施行する。
〔一部条文及び別表整備〕
〔留学生別科廃止〕

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から改正、施行する。
〔比較文化学科定員増、その他の条文整備〕

附 則

本学則は、昭和59年10月1日から改正、施行する。
〔比較文化学科の学期区分の変更、その他条文整理〕

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から改正、施行する。ただし、この改正前の外国語学部比較文化学科の学生については、なお従前の例による。又、第7条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和67年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	総定員
-----	-----	------	-----

神学部	神学科	25	100
文学部	哲学科	50	200
	教育学科	50	200
	心理学科	50	200
	史学科	60	240
	国文学科	50	200
	英文学科	100	400
	ドイツ文学科	50	200
	フランス文学科	50	200
	新聞学科	60	240
	社会学科	50	200
	社会福祉学科	50	200
	計	620	2,480
法学部	法律学科	200	800
	国際関係法学科	100	400
	計	300	1,200
経済学部	経済学科	160	640
	経営学科	160	640
	計	320	1,280
外国語学部	英語学科	160	640
	ドイツ語学科	50	200
	フランス語学科	60	240
	イスパニア語学科	60	240
	ロシア語学科	50	200
	ポルトガル語学科	50	200
	計	430	1,720
比較文化学部	比較文化学科	130	520
	日本語・日本文化学科	40	160
	計	170	680
理工学部	機械工学科	90	360
	電気・電子工学科	80	320
	数学科	40	160
	物理学科	50	200
	化学科		
	化学専攻	45	180
	応用化学専攻	45	180
	計	350	1,400
合 計		2,215	8,860

〔比較文化学部比較文化学科、日本語・日本文化学科設置〕

〔法学部国際関係法学科、経済学部、経済学科、経営学科臨時入学定員変更〕

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から改正、施行する。
〔別表第2改正（比較文化学部比較文学科教育職員免許状）〕

附 則

本学則は、昭和63年10月1日から改正、施行する。
〔別表第2改正（比較文化学部比較文化学科教育職員免許状）〕

附 則

本学則は、平成元年4月1日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附 則

本学則は、平成2年4月1日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附 則

本学則は、平成3年4月1日から改正、施行する。ただし、この改正前の学生については、なお従前の例による。
〔大学評議会組織〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔教育職員免許状授与の所要資格を得させるための再課程認定に係わる条文整理等〕
〔学費改定〕

附 則

- 2 1 本学則は、平成4年4月1日から改正、施行する。ただし、第58条の規定は平成3年7月1日以降の卒業者について遡及適用する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔学費改定〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔大学設置基準の一部を改正する省令（平成3年文部省令第24号）〕

附 則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から改正、施行し、1993年度（平成5年度）入学者から適用する。ただし、入学定員については本学則第7条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの期間、法学部国際関係法学科100人、経済学部経済学科及び経営学科についてはそれぞれ160人とする。
- 2 前項にかかわらず、1992年度（平成4年度）以前の入学者については、本学則第34条第1項、第41条第3項、第62条、第63条及び第65条の規定を適用する。ただし、その他の条項に関する規定については、なお、従前の例による。
〔学費改定〕
〔大学設置基準の一部を改正する省令（平成3年文部省令第24号）〕

附 則

本学則は、平成6年4月1日から改正、施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から改正、施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔学費改定〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔法学部地球環境法学科設置〕

〔法学部法律学科定員減〕

〔学費改定〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

1 本学則は、1998年（平成10年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔学費改定〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

1 本学則は、1999年（平成11年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔学費改定〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経済学部経営学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔一部条文整理〕

〔学費改定〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔教育職員免許状授与の所要資格を得させるための再課程認定による別表2（学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類）の改正〕

〔別表第4（平成12年度以降の臨時的定員の廃止に伴う恒常的定員の増加に係る平成16年度までの入学定員数並びに収容定員数の計画数）の追加〕

附 則

1 本学則は、2001年（平成13年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経営学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔休業日の追加〕

〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕

〔学費改定〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

1 本学則は、2002年（平成14年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第55条及び第57条の適用については、なお従前の例による。

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経営学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔早期卒業制度導入に伴う条文改正〕

〔単位認定の変更に伴う条文改正〕

〔成績評価制度改定に伴う条文改正〕

〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔学費改定〕

附 則

1 本学則は、2003年（平成15年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経営学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2004年（平成16年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条及び第58条の適用については、なお従前の例による。
- 3 附則1の改正施行日以後において、第29条及び第30条により入学、又は、第31条により学籍異動したものに係る第58条の適用は別に定める。

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経営学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔比較文化学部における成績不良退学規定の削除〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔学部学科別学位（学士）の専攻分野の変更〕

〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2005年（平成17年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条及び第58条の適用については、なお従前の例による。

〔総合人間科学部の設置〕

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科、経営学科の収容定員数変更、

別表4の削除〕

平成12年度以降の臨時的定員の廃止に伴う恒常的定員の増加に係る平成16年度までの入学定員数ならびに収容定員数の計画数

学 部		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学部	法律学科	150	600	150	600	150	600	150	600	150	600
	国際関係法学科	95	395	90	385	85	370	80	350	75	330
	地球環境法学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	計	305	1,235	300	1,225	295	1,210	290	1,190	285	1,170
経済学部	経済学科	156	636	152	628	148	616	144	600	140	584
	経営学科	156	636	152	628	148	616	144	600	140	584
	計	312	1,272	304	1,256	296	1,232	288	1,200	280	1,168
大 学 合 計		2,212	8,887	2,199	8,861	2,186	8,822	2,173	8,770	2,160	8,718

〔ファカルティ・ディベロップメントにかかる活動の実施〕

〔大学評議会の組織の改正〕

〔入学手続書類の変更〕

〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2006年（平成18年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条及び第58条の適用については、なお従前の例による。

〔国際教養学部の設置〕

〔法学部国際関係法学科、経済学部経済学科及び経営学科の収容定員数変更〕

〔大学評議会の構成員変更〕

〔入学資格の改正〕

〔学費改定〕

附 則

本学則は、2007年（平成19年）1月1日から改正、施行する。
ただし、第12条の改正については、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

〔教授会教員組織の変更〕

〔検定料の取扱いの変更〕

〔入学手続書類の一部改正〕

〔授業料等納付金の取扱いの変更〕

附 則

- 1 本学則は、2007年（平成19年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔収容定員の変更〕
 - 〔 Semester制導入に伴う学期名称の変更〕
 - 〔授業休業日及び臨時授業日に関する条文改正〕
 - 〔授業科目の種類の変更〕
 - 〔大学院開設科目の履修〕
 - 〔成績評価の評語の追加に伴う条文改正〕
 - 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
 - 〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔理工学部物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科設置〕
 - 〔教育研究上の目的及び人材養成に関する目的の規定化に伴う条文改正〕
 - 〔春学期の終期及び秋学期の始期の変更に伴う条文改正〕
 - 〔国際教養学部単位修得数の最低基準明記に伴う条文改正〕
 - 〔成績評価の評語の変更に伴う条文改正〕
 - 〔卒業期日の変更に伴う条文改正〕
 - 〔学部学科別卒業所要単位数表改正〕
 - 〔学費改定〕
 - 〔授業料等納付金の取扱いの変更〕

附 則

- 1 本学則は、2009年（平成21年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔神学部神学科の入学定員及び収容定員の変更、並びに編入学定員の設定〕
 - 〔学部学科別卒業所要単位数表改正〕
 - 〔学費改定〕
 - 〔文学部社会学科廃止〕

附 則

- 1 本学則は、2009年（平成21年）9月21日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔文学部教育学科廃止〕

附 則

- 1 本学則は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔収容定員の変更〕
 - 〔学部学科別卒業所要単位数表改正〕
 - 〔学費改定〕
 - 〔文学部心理学科廃止〕
 - 〔比較文化学部日本語・日本文化学科廃止〕

附 則

- 1 本学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
 - 〔総合人間科学部看護学科の設置〕
 - 〔学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の明示〕
 - 〔収容定員の変更〕
 - 〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕
 - 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
 - 〔学費改定〕
 - 〔文学部社会福祉学科廃止〕

附 則

- 1 本学則は、2012（平成24年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

- 〔収容定員の変更〕
- 〔入学に関わる保証人の取り扱い変更〕
- 〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕
- 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
- 〔学費改定〕
- 〔比較文化学部比較文化学科廃止〕

附 則

1 本学則は、2012年（平成24年）9月21日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第41条及び第57条の適用については、なお従前の例による。

- 〔入学時期の変更〕
- 〔法令改正に伴う日本国籍以外の者の入学時提出書類の名称変更〕
- 〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕
- 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

附 則

1 本学則は2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第41条及び第57条の適用については、なお従前の例による。

- 〔理工学部物理学科、化学科の廃止〕
- 〔言語教育研究センター設置に伴う条文改正〕
- 〔収容定員の変更〕
- 〔入学時提出書類の変更〕
- 〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕
- 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
- 〔学費改定〕

附 則

1 本学則は、2013年（平成25年）9月21日から改正、施行する。

〔理工学部機械工学科の廃止〕

附 則

1 本学則は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第41条及び第57条の適用については、なお従前の例による。

- 〔総合グローバル学部総合グローバル学科の設置〕
- 〔収容定員の変更〕
- 〔授業科目の種類変更に伴う条文改正〕
- 〔全学共通カリキュラム変更に伴う条文改正〕
- 〔語学カリキュラム変更に伴う条文改正〕
- 〔条文整理〕
- 〔試験に関する条文改正〕
- 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
- 〔学費改定〕

附 則

1 本学則は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

- 〔グローバル教育センターの設置〕
- 〔収容定員の変更〕
- 〔理工学部数学科の廃止〕
- 〔助産学専攻科の設置〕
- 〔条文整理〕
- 〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
- 〔学費改定〕

〔学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第25号）に伴う改正〕

附 則

- 1 本学則は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔収容定員の変更〕
〔理工学部電気・電子工学科の廃止〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔学費改定〕
〔授業科目の編成を別に定めることに伴う別表第2の削除並びに別表第3及び第4の繰上げ〕

附 則

- 1 本学則は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第41条及び第57条の適用については、なお従前の例による。
〔収容定員の変更〕
〔総合人間科学部看護学科全学共通科目卒業所要単位数変更〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の改正〕
〔特別聴講生の名称変更〕
〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2018年（平成30年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔収容定員の変更〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の改正〕
〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔収容定員の変更〕
〔大学評議会廃止に伴う改正〕
〔学部長会議の明示〕
〔セメスター・クォーター併用制導入に伴う条文の整理及び一部改正〕
〔授業方法の追加〕
〔在学年数の変更〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類の変更〕
〔学費改定〕

附 則

- 1 本学則は、2020年（令和2年）4月1日から改正、施行する。
- 2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。
〔入学時期の変更〕
〔入学手続書類の一部変更〕
〔学部学科別卒業所要単位表改正〕
〔入学納付金及び授業料等納付金を別に定めることに伴う別表第3の削除〕
〔学部、学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の改正〕

附 則

- 1 本学則は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔条文整理〕

附 則

本学則は、2021年（令和3年）12月1日から改正、施行し、2021年（令和3年）4月1日から適用する。

〔附則の改正〕

附 則

1 本学則は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第41条および第57条の適用については、なお従前の例による。

〔大学の目的の改正〕

〔教育研究活動の質保証及び第三者評価機関による評価に関する規定の追加〕

〔基盤教育センターの設置に伴う改正〕

〔全学共通カリキュラム変更に伴う条文改正〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔ウェルネスセンターの設置に伴う改正〕

〔助産学専攻科修了要件の改正〕

附 則

本学則は、2023年（令和5年）4月1日から改正、施行する。

〔神学部神学科、理工学部物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科の入学定員数、収容定員数変更〕

〔教授会構成員の変更〕

〔単位付与条件の変更〕

〔入学時期に関する文言の変更〕

〔卒業期日に関する条文改正〕

〔教育研究上の目的及び人材養成の目的を別に定めることに伴う別表第1の削除〕

〔別表第1の削除に伴う別表第2の名称変更〕

〔学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類にかかる別表中の免許教科の順の変更〕

附 則

1 本学則は、2024年（令和6年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第41条、第41条の2及び第57条の適用については、なお従前の例による。

〔神学部神学科、理工学部物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科の収容定員数変更〕

〔国際教養学部全学共通科目卒業所要単位数変更〕

〔国際教養学部語学科目卒業所要単位数変更〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

別表

別表

学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類

学 部	学 科	教育職員免許状の種類	教 科
神学部	神学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会・宗教 公民・宗教
文学部	哲学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
	史学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 地理歴史・公民
	国文学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	国語 国語
	英文学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	英語 英語
	ドイツ文学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	ドイツ語 ドイツ語
	フランス文学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	フランス語 フランス語
	新聞学科	高等学校教諭 1 種免許状	公民
総合人間科学部	教育学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 地理歴史・公民
	心理学科	高等学校教諭 1 種免許状	公民
	社会学科	高等学校教諭 1 種免許状	公民
	社会福祉学科	高等学校教諭 1 種免許状	公民・福祉
	看護学科	養護教諭 1 種免許状	—
経済学部	経済学科	高等学校教諭 1 種免許状	公民・商業
	経営学科	高等学校教諭 1 種免許状	商業
外国語学部	英語学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	英語 英語
	ドイツ語学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	ドイツ語 ドイツ語
	フランス語学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	フランス語 フランス語
	スペイン語学科	高等学校教諭 1 種免許状	スペイン語
	ロシア語学科	高等学校教諭 1 種免許状	ロシア語
	ポルトガル語学科	高等学校教諭 1 種免許状	ポルトガル語
総合グローバル学部	総合グローバル学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
国際教養学部 (注)	国際教養学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	英語 英語
理工学部	物質生命理工学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	理科 理科
	機能創造理工学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	数学・理科 数学・理科・工業
	情報理工学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	数学 数学・情報

(注) 国際教養学部国際教養学科に所属する学生のうち、2019年度以後の入学者は教育職員免許状を取得することができない。